



フランスだより ～携帯電話をめぐる動きを中心に～

在フランス日本国大使館 一等書記官 おおつか やすひろ
大塚 康裕

1. フランスという国

我が国においてもフランスに関する情報を目にされる機会は比較的多いものと思います。フランスは、料理、ワイン、チーズといった美食の国であり、近代絵画や印象派音楽に代表される芸術の国であり、サッカーや自転車レースを初めとするスポーツの国であり、キュリー夫妻やパストゥールといった人物を輩出した科学の国であり、さらには、TGV（高速鉄道）やエアバス（航空機）、原子力関連技術のようなハイテクの国であるということについては、多くの方の意見の一致を見るのではないのでしょうか。フランスは、広汎な分野にわたって独特の存在感を示す国といえます。

このほか、民法典や一般消費税といった我々の生活の基盤となる仕組みもこの国で誕生しました。労働時間週35時間制や、90年代に1.6台に低迷した合計特殊出生率を2.0超（我が国においては、依然1.4を下回る水準）まで回復させることに寄与したとされる社会福祉政策など、制度の面においてユニークな取組が多数存在するという点もフランスらしさのひとつかと思えます。

また、必ずしも最新鋭の技術ではないものの、手持ちの技術や資源をうまく活かすという点においても、フランスには見るべきものが多いとの印象を受けています。好例は、自転



写真1. ヴェリブのスタンドです。手前の機械で支払いを済ませ、自転車を借り出します。無人式で、夜間も利用可能です。

車というありきたりの道具をうまく都市交通の手段として確立させたパリの自転車貸出しシステムかと思えます。2007年7月に導入され、ヴェリブ（Vélib'）と名付けられたこのシステムは、1日利用券（1.7ユーロ）を購入すれば、30分以内の利用は何度でも可能というシンプルな料金体系と街中に整備された自動式貸出し拠点（パリ市内を中心に1700の拠点に23000の自転車が存在）の便利さが奏功して大変な人気を博し、5年間の利用は1.3億件（1日平均7万件を超えます：なお、パリ市の人口は、約220万人です）に達しました。2012年には、その兄貴分というべき電気軽自動車貸出しシステム（オートリブ（Autolib'））も稼働し、共に、パリジャン、パリジエンス、更には旅行者の足として活躍しています。

前置きが長くなりましたが、本稿では、フランスにおける情報通信分野の動向のうち皆様に関心を持っていただけそうな事項をご紹介します。その際、いくつかの局面で、フランスならではの風変わった制度や持てる資源を有効に活用するという発想にも触れたいと思います。フランスでは、今年4月から5月にかけての大統領選挙、6月の国民議会（下院）選挙において、オランダ大統領とその出身政党である社会党が勝利を収め、政権が交代しました。政策については、新政権において既に方向性が打ち出されているもの、看板のみが掲げられて内装は作業中のものなど様々ですが、これらについても併せて言及します。

2. 携帯電話事情

まずは、我々にとって最も身近な通信手段である携帯電話についてフランスの事情をご紹介します。

(1) 4番手の登場

最近、LTEに対する本格投資を前にして、我が国や米国における携帯電話事業者間の合従連衡に関する報道を耳にする機会がありましたが、フランスでは、今年1月に、これまでADSLによるインターネット接続の分野で安価なサービスを売り物としてきたフリー（Free）が携帯電話市場に参入し、事業者の数が4へと増えました。

フリーは、1月当たり60分までの通話と60回のSMS送信で



2ユーロ、あるいは、1月当たり無制限の通話、無制限のSMS送信、3Gバイトまでのインターネット接続、無制限のWiFi利用で19.99ユーロという圧倒的に安価かつ明瞭な料金体系で攻勢をかけました（同社のADSLやFTTHサービス利用者については、それぞれ0ユーロ、15.99ユーロに割引されます）。この安価な料金は、最新の設備によりネットワークを整備している点、店舗の数を絞り込み、原則としてインターネットによる営業を実施している点（報道によると、例えば、最大手のオランジュは1200の販売店舗を有するそうです）等によるとされています。

既存3事業者は、既存料金プランの下方改定や廉価プランの新設等の取組を行いました。フリーに顧客を奪われることとなりました。フリーのサービスが始まった第1四半期は、この影響が顕著で、前年同期には81万件だったナンバーポータビリティ制度の利用が3倍強の266万件にまで達し、第2四半期にも143万件という水準を維持しています。フリーの発表によれば、同社は、営業開始から半年足らずの今年6月末段階で、360万の顧客、5.4%の市場占有率を獲得したとされています。

フリーの参入を巡っては、携帯電話サービスの料金低下を歓迎する声がある一方、価格競争に起因する各事業者の経営合理化が雇用に与える影響を心配する声や、フリーが十分な投資を行っていないとして批判する声が聞かれました。特に、投資を巡っては、周波数割当ての際の条件となった音声通話について27%という人口カバー率の達成状況に対して多くの疑念が呈されたことから、規制機関であるARCEPは、改めて調査を実施し、28%の人口カバー率という状態にあることを確認しました。フリーは、現在、最大手のオランジュのネットワークへのローミングによりサービスを提供していますが、2015年1月には75%、18年1月には90%の人口カバー率を達成するため、今後ネットワークへの一層の投資が求められます。フリーが安価なサービスで投資に必要な収益を上

げ続けることができるか注目されます。

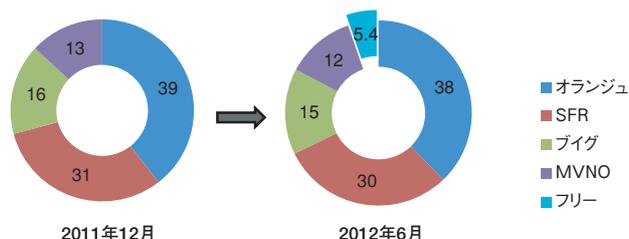
(2) どこでもつながる携帯電話

このように第4の事業者が参入し、価格競争が活発化したフランスの携帯電話市場ですが、サービスの先進性ということでは、我が国に比べて幾分見劣りし、例えば、3Gサービスの契約者は、今年6月時点で全契約者の43%に当たるおよそ3000万という水準にとどまります。LTEサービスについては、昨年10月、12月に2.6GHz帯の上下各70MHz幅、800MHz帯の上下各30MHz幅の割当てが行われ、フリーを含めた四つの事業者が新たな帯域を獲得しました。また、目下GSM専用として割り当てられている1.8GHz帯をLTEサービスに転用する希望が事業者の一つであるブイグから寄せられ、現在、規制機関であるARCEPにおいて検討がなされているところです。オランジュがフランス第2の人口を有するマルセイユで試験サービスを開始するなど、各社は目下試験サービスを開始しており、日米には遅れるものの、11月末には商用サービスを開始する見込みとなっています。

当地においてもスマートフォンの人気は高く、調査会社GfKの予測では、今年の携帯電話端末の販売台数は、従来型端末920万に対して、スマートフォンが1330万と逆転する見込みとなっており、今後高機能な端末の普及に合わせて、より高度な通信サービスに対する需要が高まるものと予想されます。

3GやLTEサービスの展開という点では後れをとっているフランスですが、便利な携帯電話をどこでも利用したいという需要は強く存在するようで、パリ市交通公団によれば2000年に世界の地下鉄で初めて2Gサービスの提供が始まって以来、パリの地下鉄では駅間も含めて2Gのサービスが提供されてきました。今年になり、携帯電話事業者の一つであるSFRとパリ市交通公団との合意が成立し、2014年末までに利用者の75%をカバーする170駅で、2015年末までには全ての路線で3Gサービスが利用可能となるよう整備がなされる予定となっています。パリにおいても、日本と同様、地下鉄車内でスマートフォンを操作している人が多く、騒々しい車内で音声通話を行っている人も少なくありません。Ericsson ConsumerLabがフランスにおけるスマートフォンユーザーについて調べたところによれば、スマートフォンの利用機会（音楽聴取等を含み、音声通話は含まない）として、通勤時が最も重要なものとなっており、65%のユーザーが通勤時にスマートフォンを利用すると答えています。

いち早く携帯電話が利用できるようになったパリの地下鉄



図表1. 携帯電話事業者の市場占有率（出典：フリー発表資料）フリーは、6か月弱の間に、携帯電話市場の5%強を獲得しました。なお、フランス政府は、周波数割当てに当たって、MVNOへのネットワークの開放度を勘案することなどを通じて、MVNOの参入を促進しており、MVNOが市場の10%以上を占めています。



と異なり、フランスと英国とを結ぶユーロトンネルは94年の開業以来携帯電話が通じずにいましたが、今年のロンドン・オリンピックを前に整備がなされ、3Gサービスの利用が可能となりました。携帯電話が利用可能な場所は確実に広がっています。

(3) 「第2の携帯電話端末市場」

携帯電話を巡って最後にご紹介するのは、携帯電話端末の盗難です。残念ながら、フランスでは、すりや置き引きといった犯罪が少なからず発生していますが、転売が容易な携帯電話端末は、こういった犯罪の主な対象のひとつになっています。フランス国立統計経済研究所が毎年実施している調査によれば、2010年時点において、調査対象者の1.5%が携帯電話端末の盗難あるいは盗難未遂の被害に遭っており、フランス全体では、およそ77万の事件が発生したものと推計されています。我が国の感覚からすると、かなり高い数値という印象を持たれるかもしれませんが、同調査によれば、2007年時点においては、調査対象者の実に2.3%が被害に遭い、フランス全体では、116万件の事件が発生したとされていますので、目下幾分改善傾向にあるようです。パリの公共交通機関を利用すると、携帯電話の盗難に注意するよう複数の言語で張り出しがなされています。こういった注意喚起が犯罪の減少に貢献しているのかもしれませんが、いまだにかなりの件数の犯罪が発生していることは間違いありませんので、フランスにいらっしゃる際には、くれぐれもお気をつけください。

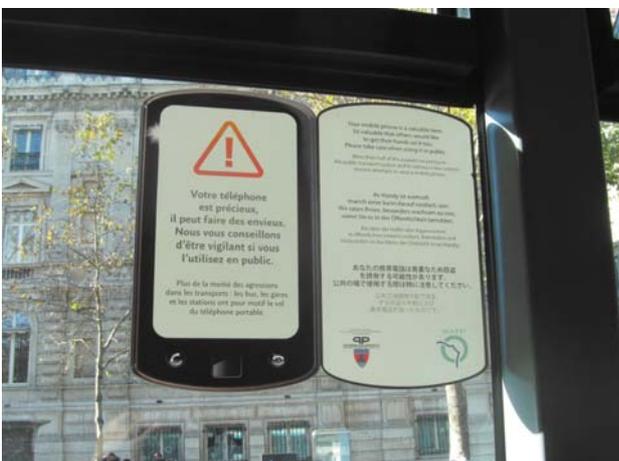


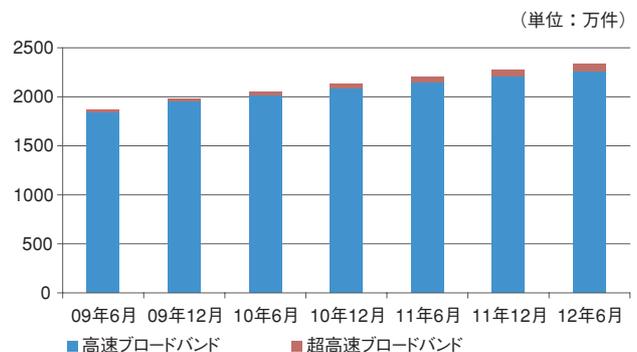
写真2. パリのバスには、携帯電話が窃盗の対象となることについての注意喚起が仏、英、独語と並んで、日本語でもなされています。この貼り出しによれば、公共交通機関や駅で発生する窃盗の半数以上は、携帯電話を狙ったものだそうです。

3. ブロードバンド事情

フランスでは、今年4月から5月にかけて実施された選挙において、社会党のオランド氏が大統領に選出されました。景気低迷が長引き、失業率が10%を超える中での選挙戦となったことを反映して、オランド大統領が1月に発表した選挙公約の四つの柱の一つ目は「フランスを立て直す」という経済面での取組に関するものとなりました。この中には10年以内に超高速ブロードバンドをフランス全土へ展開するという公約も含まれています。超高速ブロードバンドのフランス全土への展開は、前政権が2010年に策定した計画により、2025年为目标として掲げられており、既に、建物内に最初に光ファイバを整備した事業者に対して、その後、他の事業者からの要求があれば公平な条件の下に当該建物内に新たな光ファイバを設置することを義務づける規制の制定や、十分な採算が期待できない地域における地方自治体と通信事業者との協働による取組が開始されていますが、この目標年限を3年前倒しするものであり、今後一層の促進策について具体化が待たれます。事業者による投資も始まっており、オランジュが、2015年までに1000万世帯、2020年までに1500万世帯に光ファイバを整備することを目指し、2015年までに総額20億ユーロを投資する計画を有しているほか、SFRも、2020年まで年間平均1.5億ユーロの投資を行うとしています。

今年6月末時点において、固定ブロードバンド契約2333万のうち、92%に当たる2149万はADSLによるもので、FTTHの契約25万とケーブル事業者によるFTTLAの契約52万を合計しても、全固定ブロードバンド契約の3%程度にすぎませんが、地方自治体や通信事業者の取組を契機として今後移行が加速することが期待されます。

フランスのブロードバンド市場の特徴は、ブロードバンド、



図表2. 高速及び超高速ブロードバンド契約数の推移
超高速ブロードバンド（FTTH及びFTTLA）契約は、全固定ブロードバンド契約の3%程度にすぎませんが、前年同期比で37%増加しています。



IP電話、IPTVをパッケージにしたトリプルプレイサービス、あるいはトリプルプレイサービスに携帯電話サービスを加えたクアドルプレイサービスにあります。前述のとおり、当地におけるブロードバンドの多くは、ADSLですが、IPTVは問題なく視聴できます。例えば、最大手のオランジュの場合、地上波HD放送のほか、CNN、BBC WorldやNHK Worldなど、160ものチャンネルが追加料金を支払うことなく視聴可能です。地上波放送について、地上波受信による視聴を行っている世帯が1630万世帯で減少傾向にあるのに対し、ADSLあるいはFTTHによる視聴は820万に達しています。特に、25歳から34歳の若年層ではADSLあるいはFTTHによる視聴が地上波受信による視聴を上回っている事実が目立ちます。

4. インターネットを巡る最近の動き

最後にインターネットを巡る最近の動きについてご紹介します。

インターネット上の著作権侵害対策は、世界中で政策課題となっているところですが、フランスでは2009年に当時のサルコジ大統領の肝いりで、侵害者に対して警告を与えた上でインターネット接続の切断を含む制裁を科す法律が制定されました。具体的には、著作権関連団体からの申立てを受け、HADOPI (Haute Autorité pour la diffusion des oeuvres et la protection des droits sur internet : インターネット上の著作物配信と権利保護に関する高等機関) と呼ばれる政府機関が侵害事実の有無を確認し、1度目は、電子メールで、2度目は、電子メールと書留文書で勧告書を送付します。2度の勧告書送付にも関わらず侵害行為が認められる場合には、面接等の調査を経て、検察官に告発し、最高で懲役3年、罰金30万ユーロに加えて、1年間のインターネット切断を命じ得るとされています。今年7月までの実績として、1度目の勧告書送付が115万件、2度目の勧告書送付が10万件、3段階目の検討過程にあるものが340件存在すると公表されており、その後今年9月には初めての罰金判決も下されています。勧告を受け取った者の95%が侵害行為をやめるといった効果が認められた旨HADOPIからは説明がなされていますが、オランダ政権は、侵害行為の取締りを前面に打ち出し

たこの取組に対して否定的であり、これに代わる制度を導入し、著作権保護とインターネット上の著作物へのアクセスとを調和させることを選挙公約に盛り込み、現在、具体的な政策について協議がなされているところです。

また、フランスの新聞社、雑誌出版社は、Google等が提供するインターネット上の記事検索について、その見返りが自社に提供されないことを不満として、新聞社や出版社へ著作隣接権を付与するよう求めています。先日、Googleのシユミット会長と会談したオランダ大統領は、当事者間の協議で何らかの結論を得よう促すとともに、交渉結果によっては、法案を議会に提出することもあり得る旨述べており、注目を集めています。

フランスにおいては、自国文化の保護が大変重視され、例えば、放送の領域では、欧州で制作された番組やフランス語の番組に対するクォータ制度や番組制作に対する放送事業者の支援を確保する制度が存在します。インターネットという国境を越えたツールの重要性が増す中で、自国の文化をどのように保護し、情報の流通に係るエコシステムを維持、発展させていくかという課題は、文化政策のみならず、放送、通信の世界にも関係する重要な論点かと思えます。

5. おわりに

パリで暮らし始めて以来、当方のたどたどしいフランス語を見かねて、先方が英語で受け答えをしてくれるという経験を何度か繰り返し、「フランス人は、英語で話しかけられることを嫌う」という傾向が薄まっていると感じます。ただ、英語の普及を初め、グローバル化による変化を感じる局面が多々存在する一方で、文化や食事、労働や家族に対する考え方など、フランスならではのこだわりが随所に息づいていることも事実です。フランスというこのユニークな国を舞台上に繰り上げられる、グローバル化の流れとこの国ならではのこだわりとのせめぎあいをこれからも注意深く観察していきたいと思えます。

(本稿は、筆者個人の見解を述べたものであり、所属組織の見解を示すものではありません)